

第4部 大規模事故等応急対応計画

第1章 基本方針

鉄道や航空機等の事故が発生した場合は、住民生活に重大な被害を及ぼす可能性があることから、事故による住民への影響や被害の軽減を図るため、事故発生時の対応を明確に示し、迅速な対応を行う。

対策の体系

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

応急対応を迅速に実施するため、町の被害状況等に基づき、早期の段階から状況に応じた警戒体制（連絡員体制、災害警戒本部体制）を確立し、災害が発生する可能性があると判断される場合は、速やかに災害応急活動体制を確立する。

また、警戒段階から自主防災組織及び自治会長等も含めた情報の収集・伝達体制を確立する。

第2節 対象とする災害

大規模事故等による応急対応の対象とする災害は以下のとおりとする。

- ① 鉄道事故
 - ・列車の衝突、脱線、転覆等
 - ・列車の火災または爆発
 - ・列車と自動車等の衝突
- ② 道路での大規模事故
 - ・道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とした被害
 - ・自動車の火災または爆発
 - ・道路上での大きな交通事故
- ③ 航空機による大規模事故
 - ・航空機の墜落事故
- ④ 危険物等による大規模事故
 - ・石油類等による火災、爆発、毒、劇物等流出事故等
- ⑤ 放射性物質等の漏えい事故
- ⑥ 林野火災等の大規模火災

Ⅲ

災害応急対応計画

第3節 円滑な応急活動の実施

緊急時であっても、円滑に応急活動が行えるよう、各体制時における対策の体系を示し、実施主体と行うべき対応を明確に示す。

計画の構成は、①対策の体系、②実施主体、③取組内容とし、いつ、誰が何を実施するかを示す。

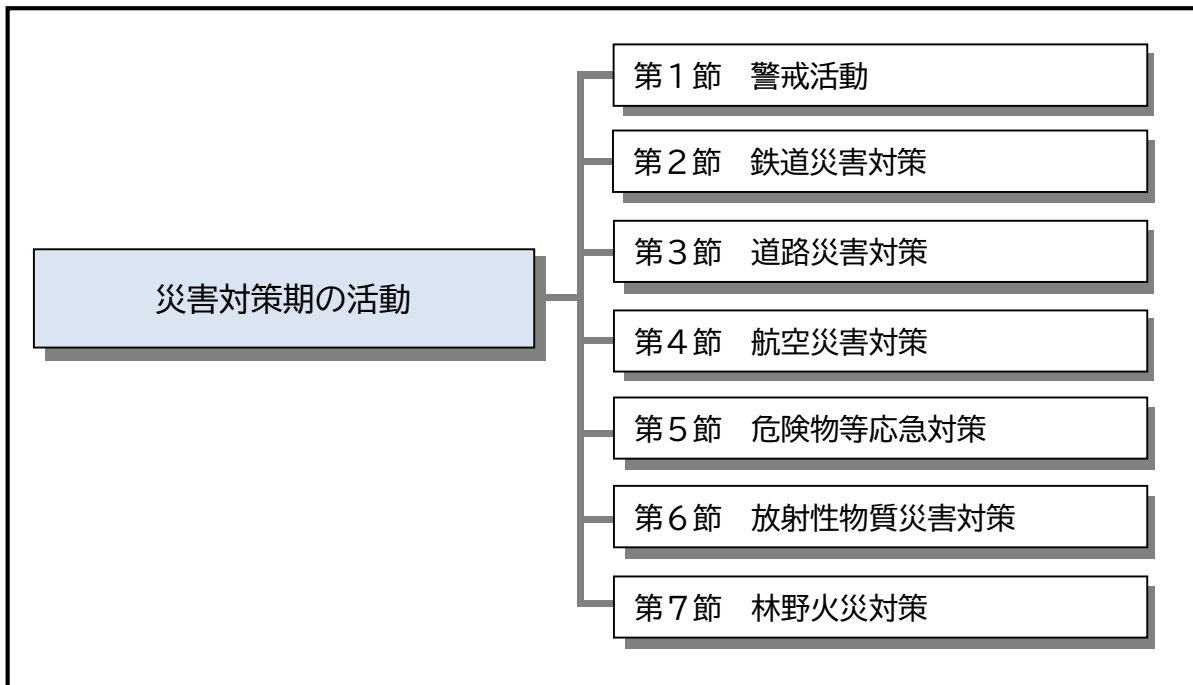
第4部

大規模事故等応急対応計画

第2章 災害対策期の活動

大規模事故、危険物事故、大規模火災、その他の原因により、住民生活に重大な被害を及ぼす事態（以下「大規模事故等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止を図り、住民の避難誘導や救援救護活動等を実施することにより住民の生命と財産を確保することを目的とする。

対策の体系



第1節 警戒活動

災害の規模に応じた体制を確保するとともに、大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがあるとき、危機管理活動に従事するため、災害対策基本法第23条の2及び上郡町災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、明確な役割分担に基づく適切な応急活動を行うため、初動期からの組織及び事務分掌を定める。

対策の体系

- 第1 組織体制及び職員の配置
- 第2 災害警戒本部の設置
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 組織の設置
- 第5 各部の事務分掌

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	町長・副町長・ 危機管理監・連絡員	(1) 組織体制及び職員の配置
		(2) 災害警戒本部の設置
		(3) 災害対策本部の設置
		(4) 組織の設置
		(5) 各部の事務分掌
関係機関	消防署・消防団	組織の設置、連絡活動等
	兵庫県	県災害対策本部の設置、連絡等
	防災関係機関	各災害対策組織の設置、連絡、活動等

本部体制 各部の構成	
部 名	担当課及び部署
本部事務局	住民課・企画広報課
総務部	議会事務局・財政管理課・総務課・会計課・税務課
厚生部	健康福祉課・国保介護支援課・住民課
建設産業部	建設課・地域振興課・農林振興課
上下水道部	上下水道課
教育部	教育委員会

取 組 内 容

第1 組織体制及び職員配置

1. 連絡員体制（予備配備体制）

災害警戒本部が設置されるまでの間で、大規模事故の被害状況や気象情報、災害予測情報等、情報の収集及び共有等を行う必要があるときは、組織体制検討メンバーによって協議し、職員配置及び災害警戒本部、災害対策本部の設置を検討し、職員に指示を行い迅速な対応を行う。

〈組織体制検討メンバー〉

町長・副町長、危機管理監、連絡員（課長級職員）

ア 連絡員体制（予備配備体制）の確立

次の基準に従って職員を動員し、連絡員体制（予備配備体制）を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 大規模事故等により被害が生じていることが判明しているとき。	副町長の指示により参集
(2) 知事から火気気象通報を受け、災害発生のおそれがあるとき	
(3) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	

イ 連絡員体制（予備配備体制）の配備人員

連絡員体制は、災害により配備体制が異なることから、組織体制検討メンバーが協議し、構成員の中からその時の災害の状況に応じた必要な人員を配置する。

ウ 連絡員体制（予備配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 防ぎよ体制の検討
- ③ 防ぎよ資機材の点検準備
- ④ 災害警戒本部体制の確立準備
- ⑤ 関係機関等との連絡調整

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
<ul style="list-style-type: none"> ○大規模事故、気象、火災情報等の収集 ○町及び消防団等との連絡確認 ○避難所、避難経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常持ち出し品等の点検 ○大規模事故、気象、火災情報等の収集 ○避難所、避難経路の確認

第2 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部体制（第1号配備体制）

ア 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の確立

次の基準に従って災害警戒本部体制を確立する。

また、町の総力を挙げて大規模事故災害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部体制を整える。

大規模事故災害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は災害警戒本部が行う。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 大規模事故により局地的な被害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき。	副町長若しくは組織体制検討メンバーの指示により参集
(2) 知事から火災気象通報を受け、火災警報を発令するとき。	
(3) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	

イ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第1号配備体制）は、災害により配備体制が異なることから、組織体制検討メンバーの判断により、構成員の中からその時の災害の状況に応じた必要な人員を配置する。

ウ 災害警戒本部体制の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 広報活動、自治会等への情報伝達
- ③ 交通規制
- ④ 防ぎよ活動
- ⑤ 関係機関等との連絡調整
- ⑥ 避難所開設準備

エ 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

災害警戒本部長	副町長		
災害警戒副本部長	教育長		
部署名	班名	課名	本部員
災害警戒本部事務局	統括班、企画班	住民課、企画広報課	危機管理監(住民課長) 企画広報課長
総務部	総務班、管財班、情報・広報班、調査班、出納班、機動協力班	総務課、財政管理課、税務課、議会事務局、会計課	議会事務局長 財政管理課長 総務課長 税務課長 会計管理者(会計課長)
厚生部	民生班、医療班、環境衛生班、機動協力班	健康福祉課、国保介護支援課、住民課	健康福祉課長 国保介護支援課長 住民課長
建設産業部	建設班、産業班、機動協力班	建設課、地域振興課、農林振興課	建設課長 農林振興課長 地域振興課長
上下水道部	上下水道班	上下水道課	上下水道課長
教育部	施設班、教育班、機動協力班	教育委員会	生涯学習課長 教育推進課長
赤穂市消防本部上郡消防署			※上郡消防署長
上郡町消防団			※団長

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 各部の事務分掌は、「I 基本的事項」「第2章 防災機関の業務大綱」のとおりとする。

オ 災害警戒本部の事務は次のとおりとする。

災害警戒本部は、各種の情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示すると共に、災害対応にあたる。

職員の配備体制については、毎年度当初に各部において作成する。

カ 配備人員不足の場合の措置

各班において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合は、対応状況に応じて総務部から各部の機動協力班に要請を行い、配備調整を行う。

キ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○気象、火災情報等の収集 ○地区内の要配慮者への声かけ及び避難支援 ○消防活動等への協力	○近所の要配慮者への声かけ及び避難支援

2. 災害警戒本部体制（第2号配備体制）

ア 災害警戒本部体制の確立（第2号配備体制）の確立

次の基準に従って災害警戒本部体制（第2号配備体制）の確立を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 大規模事故等により、被害が発生したとき、又は被害が拡大するおそれがあるとき。 (2) 消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準に達したとき。 (3) その他、組織体制検討メンバー若しくは災害警戒本部が必要と認めたととき。	副町長若しくは、組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集

イ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第2号配備体制）は、災害により配備体制が異なることから、災害警戒本部の判断によりその時の災害の状況に応じた必要な人員を配置する。

ウ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 高齢者等避難の発令
- ③ 広報活動、自治会等への情報伝達
- ④ 交通規制
- ⑤ 防ぎよ活動
- ⑥ 災害対策本部体制確立準備
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 避難所開設準備
- ⑨ 要配慮者支援

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○住民に避難情報の伝達 ○地区内の要配慮者の避難誘導、介助	○家族・近所の要配慮者の避難誘導、介助

オ 現地災害警戒本部の設置

災害警戒本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは、現地の公共施設等に現地災害警戒本部を設置する。

3. 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、町長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

町長は、町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置する。

4. 警戒体制の廃止

災害警戒本部は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を各部及び関係機関へ連絡する。

- (1) 町の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき
- (2) 災害対策本部体制が配備されたとき

第3 災害対策本部の設置

1. 応急活動体制（第3号配備体制）

(1) 設置基準

大規模な被害が生じ、さらに被害が拡大するおそれがある場合は、次の基準により直ちに災害対策本部の設置体制を整え、災害に応じた次の配置に基づき、初動体制を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準
(1) 大規模な被害が生じ、さらに被害が拡大するおそれがあるとき。
(2) 消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準に達したとき。
(3) 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。
(4) 警戒体制において、相当の被害を把握し、町長が必要と認めるとき。

(2) 設置の決定

本部設置の決定は、町長が行う。災害対策本部を設置すべき大規模事故等が発生したときは、組織体制検討メンバーはこの計画の趣旨に従い、町長に対して下記により必要事項を報告し、災害対策本部の設置を進言するものとする。

〈被害情報収集手段〉

① 大規模事故等の規模	② 被害状況・被害予測（被災場所とその内容等）
③ 対応状況	④ その他必要な事項

2. 町本部の設置場所

災害対策本部は、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として本庁舎内に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「上郡町災害対策本部」の掲示を行う。また、災害応急対策に従事する職員は原則として腕章を着用するものとする。

3. 町本部の開設

(1) 町本部の標旗等の設置

町本部を設置する町役場の正面玄関または適当な場所に「上郡町災害対策本部」の標旗を掲示する。また、町の地域に現地本部を設置する場合は、設置した場所に「上郡町現地対策本部」の標旗を掲示する。

(2) 本部の表示

腕章等：災害対策業務の従事者は、原則として腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

標旗等：災害対策業務に使用する車両には、原則として「上郡町災害対策本部」の標旗等を掲示する。

看板：災害対策業務に使用する拠点施設には、原則として「上郡町災害対策本部」の看板を掲示する。

(3) 町本部の設置の通知

町本部を設置したとき、本部事務局は、町本部員のほか、速やかに県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知するとともに、関係機関に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて町本部との連絡調整を行う町本部連絡員の派遣を要請する。

〈通知先〉

住民、兵庫県、相生警察署、その他必要と認められるもの

4. 町本部の廃止

本部長は、町の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。また、本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

5. 現地災害対策本部の設置

町長は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置することができる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

	現地災害対策本部
設置基準	災害対策本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ② 災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等

(1) 現地本部長等の指名

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

(3) 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、町長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに町長に報告する。

- ① 高齢者等避難の発表
- ② 避難指示の発令（災害対策基本法第60条第1項、町長の権限）
- ③ 立退きの指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ④ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ⑤ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- ⑥ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第4 組織の設置

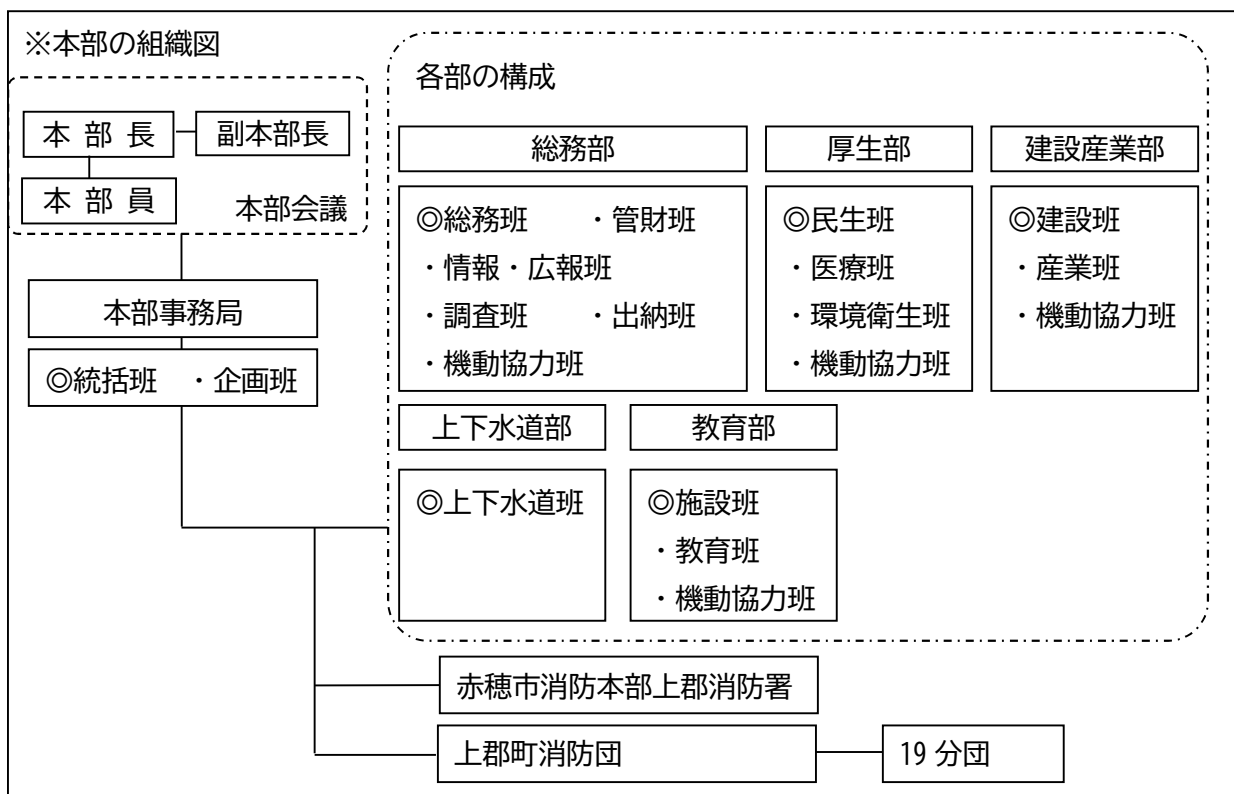
1. 災害対策本部体制への移行

本部長は、町の地域において甚大な災害が発生するおそれがあるときは、警戒体制を廃止し、災害対策本部体制へ移行する。

2. 災害対策本部体制

災害対策本部体制として、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議及び部を置き、各部に職員を配備する。

災害対策本部体制の組織構成は、以下の「災害対策本部体制の組織」のとおりとする。



※◎の班が部を統括する。

3. 災害対策本部会議の組織

本部長は町長とする。ただし、町長による指揮・監督が困難な場合、若しくは町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

〈町長不在の場合における本部長職務の代行順位〉

- 第1順位:副町長
- 第2順位:教育長
- 第3順位:その場における最高責任者

〈災害対策本部会議員（以下「本部員」という。）の構成〉

	本部員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	危機管理監（住民課長）、企画広報課長、建設課長、総務課長、議会事務局長、財政管理課長、税務課長、健康福祉課長、国保介護支援課長、地域振興課長、農林振興課長、上下水道課長、会計管理者（会計課長）、生涯学習課長、教育推進課長、※赤穂市消防本部上郡消防署長、※上郡町消防団長
出席を求めることができる者	議長、副議長、社会福祉協議会事務局長
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者
本部会議	本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 出席を求めることができる者は、表に記載の者とするが、災害の状況により適宜追加する。

4. 本部長、副本部長、本部員の任務

職名	主な任務
本部長	① 町本部会議の議長となること。 ② 避難の指示等を行うこと。 ③ 警戒区域の設定を行うこと。 ④ 国、県、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと。 ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること ⑥ 本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	① 各対策部間の調整に関すること。 ② 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること。
本部員	① 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ② 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること。 ③ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること。 ④ 対応の必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること。 ※本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

5. 本部会議、事務局の任務

本部会議	① 町本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	① 本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 ② 本部会議事務局は、住民課・企画広報課で構成する。

6. 職員の動員配置区分

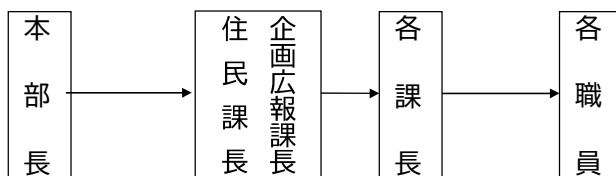
職員の動員は、本部長が災害情報を収集し、状況に応じて配備体制を決定し、職員の動員を指示する。本部長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

7. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より、本部長の配置決定に基づき実施する。

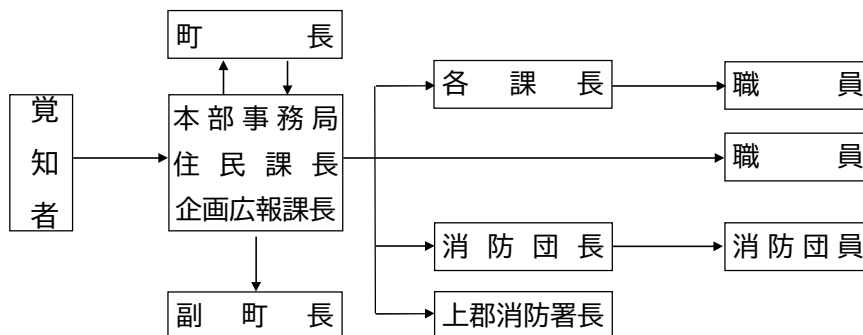
(1) 本部体制が確立している場合

次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 本部体制が確立していない場合

職員は、大規模事故等が発生した場合で、早急に対策本部を設置し対応する必要があると判断した場合は、休日夜間等を問わず異常を覚知した職員が、電話等を用い、速やかにその旨を連絡するものとする。



*住民課長または企画広報課長が対応できない場合は、あらかじめ防災、消防担当への連絡を指示するものとする。

8. 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各課長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

- ① 勤務時間内の場合、配備命令は本部会議等の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
- ② 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は本部会

議により協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。

9. 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、大規模事故等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の大規模事故等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。
- (6) 参集途上において救助を求められた場合は、予備配備要員は原則、登庁を優先し、1号、2号配備要員は状況に応じて救助を行い、その後登庁しその旨所属長に報告すること。
- (7) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。
 - ① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。
 - ② 職員または家族等が死亡したとき。
 - ③ 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
 - ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
 - ⑤ 家族の安全が確保できていないとき。

10. 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合、若しくは事務分掌に対応する職員を必要とする場合は、対応状況に応じて本部事務局が調整を行う。

(2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	備 考	内 容
臨時嘱託職員の応援を求める		
他の公共団体等の応援を求める	相互応援協力計画による	
民間団体の協力を求める	応援要請計画による	自主防災組織の長または自治会長等
自衛隊員の派遣を要請する	応援要請計画による	陸上自衛隊第3師団第3特科隊
民間業者に委託する		

11. 標識

本部長、副本部長、本部員、部員は、災害対策に係わる業務に従事するときは、原則として災害対策本部用の腕章をつけるものとする。

第5 各部の事務分掌

事務分掌は、本防災計画「I 基本的事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」（6ページより）と同じとする。

避難活動、通信情報活動、災害発生後の活動、応急対策活動について、以下の各節（災害対策）に定めのない事項については風水害応急対応計画に定める関係各節を準用する。

第2節 鉄道災害対策

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、町、鉄道事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

対策の体系

- 第1 災害情報の収集・連絡
- 第2 町の対策活動

実施主体

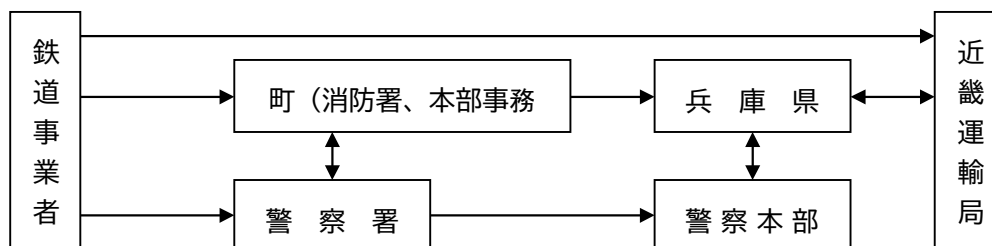
	担当部署	項目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 災害情報の収集・連絡
	本部事務局・関係各部	(2) 町の対策活動
関係機関	消防署・消防団	消防機関の対策活動
	兵庫県	県の対策活動
	兵庫県警察	警察の対策活動
	JR西日本・智頭急行	鉄道事業者の対策活動

取組内容

第1 災害情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、警察及び町に連絡し、本部事務局は県に連絡する。



2. 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び赤穂市消防本部（上郡消防署）は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害（列車火災）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料 1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

◆直接即報基準（鉄道に係る事故）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② 列車火災
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

3. 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

第2 町の対策活動

1. 活動体制

大規模な鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、副町長は、連絡員体制、災害警戒本部体制、町長は災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

2. 応急対策活動

関係各部署は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (2) 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (3) 周辺住民への災害広報の実施
- (4) 周辺住民への避難の指示
- (5) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- (6) その他必要な措置

第3節 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害や災害につながる自動車事故等が発生した場合は、町、各道路管理者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

対策の体系

- 第1 災害情報の収集・連絡
- 第2 町の対策活動
- 第3 道路管理者の対策活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 災害情報の収集・連絡
	本部事務局・関係各部	(2) 町の対策活動
	建設産業部	(3) 道路管理者の対策活動
関係機関	消防署・消防団	消防機関の対策活動
	兵庫県	県の対策活動
	兵庫県警察	警察の対策活動
	道路管理者	道路管理者の対策活動

取組内容

第1 災害情報の収集・連絡

1. 災害情報等の連絡

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡することとする。また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署に報告する。（道路交通法第72条）

町は、入手した情報を県、関係機関等へ連絡する。

2. 被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局及び赤穂市消防本部（上郡消防署）は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

◆直接即報基準（道路に係る事故）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② トンネル内車両火災
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

3. 応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、町に連絡する。

第2 町の対策活動

1. 活動体制

大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、副町長は、連絡員体制、災害警戒本部体制、町長は災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

2. 応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (2) 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (3) 周辺住民への災害広報の実施
- (4) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- (5) 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- (6) その他必要な措置

第3 道路管理者の対策活動

1. 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地对策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

2. 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 状況に応じた通行規制及び警察、交通機関への連絡等
- (2) 道路障害物の除去、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- (3) 道路施設の応急復旧
- (4) 災害広報の実施
- (5) 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- (6) その他必要な措置

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第4節 航空災害対策

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、町、航空運送事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

対策の体系

- 第1 災害情報の収集・連絡
- 第2 町の対策活動

実施主体

	担当部署	項目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 災害情報の収集・連絡
	本部事務局・関係各部	(2) 町の対策活動
関係機関	消防署・消防団	消防機関の対策活動
	兵庫県	県の対策活動
	兵庫県警察	警察の対策活動
	国土交通省・兵庫県	関係事業者の対策活動

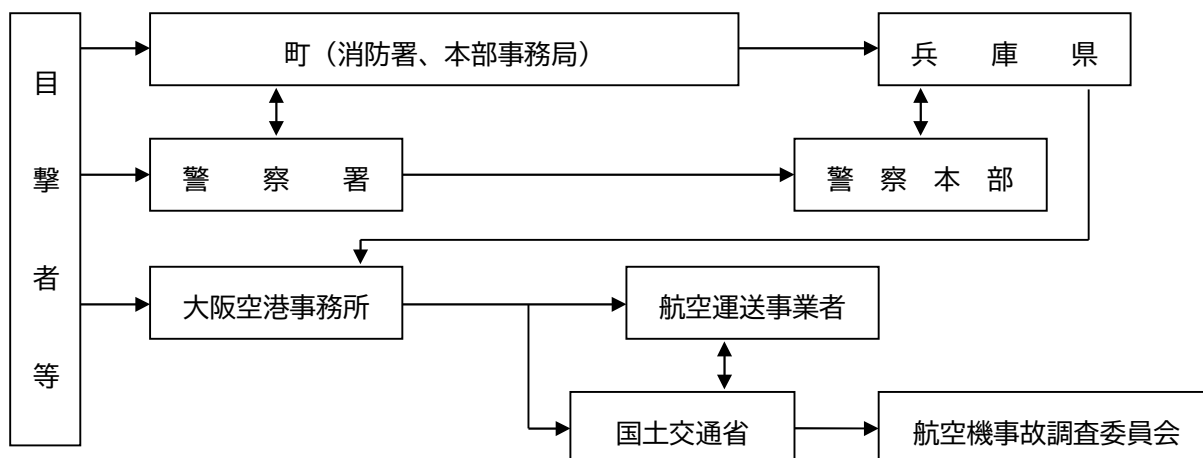
取組内容

第1 災害情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

(1) 民間航空機の場合

航空災害が発生した場合、目撃者等は、速やかに町、警察等に連絡し、本部事務局は、県に連絡する。



前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、町、関係機関等に連絡する。

2. 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び赤穂市消防本部（上郡消防署）は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害（列車火災）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料 1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

◆直接即報基準（道路に係る事故）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② 航空機火災
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

3. 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、町に連絡する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第2 町の対策活動

1. 活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、副町長は、連絡員体制、災害警戒本部体制、町長は災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

2. 応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 負傷者の救出・救助及び医療救護
- (2) 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- (3) 周辺住民への災害広報の実施
- (4) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- (5) その他必要な措置

第5節 危険物等応急対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物又は有害物質（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、町、関係事業者、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

対策の体系

- 第1 災害情報の収集・連絡等
- 第2 石油類等危険物対策
- 第3 高圧ガス対策
- 第4 火薬類対策
- 第5 毒物・劇物対策
- 第6 有害物質対策

実施主体

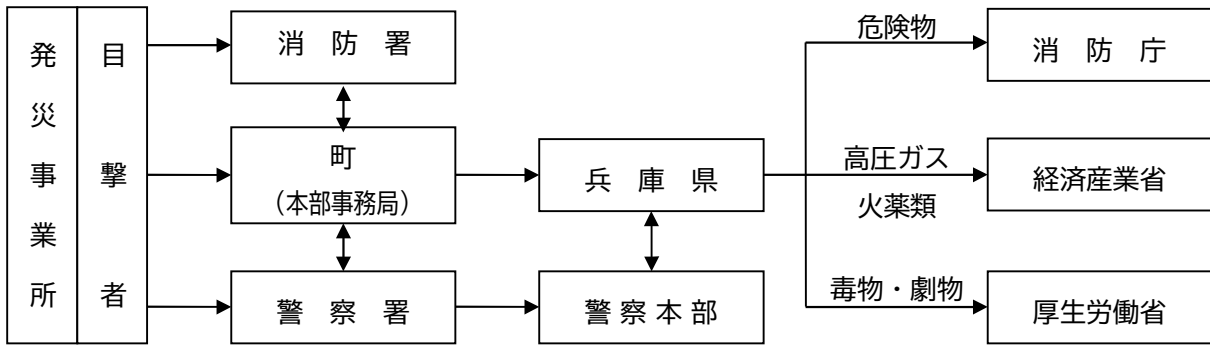
	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部 厚生部・上下水道部	(1) 災害情報の収集・連絡等
		(2) 石油類等危険物対策
		(3) 高圧ガス対策
		(4) 火薬類対策
		(5) 毒物・劇物対策
		(6) 有害物質対策
関係機関	警 察	危険物施設等の災害防止対策
	兵 庫 県	高圧ガス・火薬類・毒物劇物施設等の災害防止対策
	消 防 署 ・ 消 防 団	危険物施設等の災害防止対策

取組内容

第1 災害情報の収集・連絡等

1. 事故情報等の連絡

危険物等による災害発生時の連絡は、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりであり、関係事業者等は、町、県及び警察に連絡し、本部事務局は県に連絡する。



2. 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び赤穂市消防本部（上郡消防署）は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害（危険物等に係る事故）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

◆直接即報基準（危険物等に係る事故）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② 死者（交通事故によるものを除く）・行方不明の発生したもの
- ③ 負傷者が5人以上発生したもの
- ④ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により建物等に被害を及ぼしたもの
- ⑤ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ⑥ 海上、河川への危険物等流出事故
- ⑦ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

3. 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。
県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、町に連絡する。

4. 関係者等への情報提供等

本部事務局は、関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供を行う。

第2 石油类等危険物対策

石油类等危険物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、町、警察等は、対策本部を設置するなどして必要な措置を講じる。

1. 事業者

- (1) 発火源の除去、石油類の流出、拡散防止策等の応急措置をとるとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
- (2) 貯蔵容器等が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置をとることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて付近の住民の避難誘導を行う。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び石油类等の保有量、位置、消火設備等について消防隊に報告する。

2. 赤穂市消防本部（上郡消防署）、消防団

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止させるとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行うよう、状況に応じて指導する。
- (2) 混触火災による出火防止措置と初期消火活動を実施するとともに、タンク破壊等による流出及び異常反応、広域拡散の防止措置と応急対策を行うよう、状況に応じて指導する。
- (3) 被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
- (4) 災害の状況により、警戒区域を設定し、施設周辺の住民の避難誘導及び広報等、必要な措置を講じる。
- (5) 危険物が大量流出した場合、関係機関と協力して直ちに防除活動を行う。

3. 厚生部、上下水道部

- (1) 危険物が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力して環境モニタリングを行い、汚染区域の状況を把握する。
- (2) 危険物が河川に流出し、町域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、県及び関連市町村への情報提供を行う。

4. 警察

- (1) 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- (2) 危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

第3 高圧ガス対策

高圧ガスによる災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、町、警察、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

1. 事業者

- (1) 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置をとるとともに、事故が発生した場合は、警察署及び消防署に直ちに通報する。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講じることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて周辺の住民の避難誘導を行う。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガスの保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。

2. 赤穂市消防本部上郡消防署、消防団

- (1) 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。
- (2) 高圧ガス施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
- (3) 災害の状況により、警戒区域を設定し、高圧ガス施設の周辺の住民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講じる。

3. 警察

- (1) 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- (2) ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

4. 県

- (1) 高圧ガス施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 警察署、赤穂市消防本部上郡消防署及び消防団と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。

第4 火薬類対策

火薬類による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、町、警察、県等は、災害対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

1. 事業者

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止するとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈めるなどの安全措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口等を目張り等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、すべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるための措置を講じる。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

2. 赤穂市消防本部（上郡消防署）、消防団

- (1) 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- (2) 災害の状況により、警戒区域を設定し、施設の周辺の住民の避難誘導、広報等、必要な措置を講じる。

3. 警察

- (1) 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- (2) 火薬類の引火爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

4. 県

- (1) 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 警察署及び赤穂市消防本部（上郡消防署）と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第5 毒物・劇物対策

毒物、劇物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、町、警察、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

1. 事業者

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏えい防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講じることができないとき又は必要と認められるときは、従業者及び付近の住民に対して、避難の誘導を行う。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

2. 赤穂市消防本部上郡消防署、消防団

- (1) 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止す
- (2) 災害の状況により、警戒区域を設定し、毒物・劇物の保管施設の周辺の住民の避難誘導及び広報等、必要な措置をとる。

3. 厚生部

- (1) 毒物・劇物製造(輸入)業者以外の事業者(販売業者、届出事業者、その他の業務上取り扱う事業者)の監視指導権限は町長であり、この保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 毒物・劇物が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。
- (3) 災害の状況により、住民健康被害相談の実施及びその広報等を行う。

4. 警察

- (1) 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- (2) 毒物・劇物が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

5. 県

- (1) 毒物・劇物製造(輸入)業者の保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 毒物・劇物が河川等に大量流出した場合は、国、町とともに関係機関の協力を得て、その処理等必要な措置を講じる。

第6 有害物質対策

有害物質による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、町、警察等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講じる。

1. 事業者

- (1) 周辺の発火源の除去、有害物質の安全な場所への移動、又は流出・拡散防止対策等の応急措置をとるとともに、警察署、赤穂市消防本部（上郡消防署）、住民課に直ちに報告する。
- (2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認められるときは、従業員及び付近住民に対して、避難の誘導を行う。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の有害物質の保有量並びに保有位置等について報告する。

2. 赤穂市消防本部（上郡消防署）、消防団

- (1) 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼防止、有害物質による汚染区域の拡大を防止する。
- (2) 災害の状況により、警戒区域を設定し、有害物質取扱施設等の周辺住民の避難誘導及び広報活動等、必要な措置をとる。
- (3) 有害物質が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。

3. 厚生部、上下水道部

- (1) 災害の状況により、消防機関と連携を密にして、有害物質による汚染区域の的確な状況の把握を行う。
- (2) 災害の状況により、有害物質が河川に流出し、町域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、県及び関連市町への情報提供を行う。

4. 警察

- (1) 負傷者の救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- (2) 有害物質が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第6節 放射性物質災害対策

原子力施設の事故をはじめ、放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。町は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。

対策の体系

- 第1 災害情報の収集・連絡
- 第2 応急対策活動
- 第3 広報活動
- 第4 災害復旧

実施主体

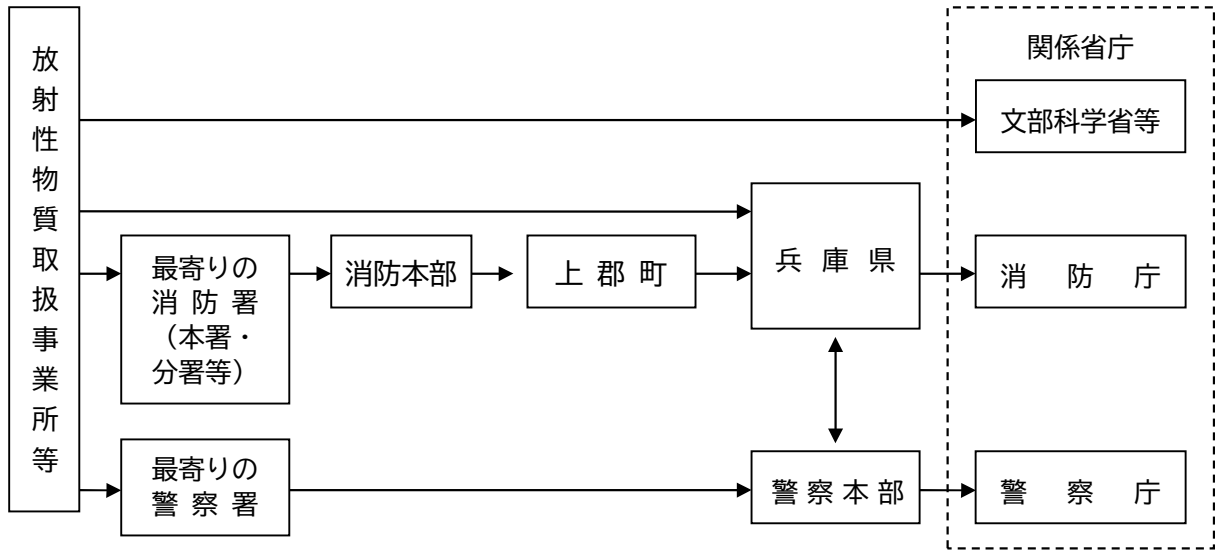
	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 災害情報の収集・連絡
	関係各部	(2) 応急対策活動
	本部事務局	(3) 広報活動
	関係各部	(4) 災害復旧
関係機関	消防署	消防の対策活動
	兵庫県	放射能測定体制の強化 放射性物質災害の応急対策
	文部科学省	

取組内容

第1 災害情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに文部科学省、経済産業省、赤穂市消防本部（上郡消防署）及び警察に連絡する。なお、道路輸送時における事故の場合は、国土交通省にも連絡する。



2. 被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防署、警察及び文部科学省に連絡する。

本部事務局及び赤穂市消防本部（上郡消防署）は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害（原子力災害）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料 1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

◆直接即報基準（原子力災害）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- ③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの
- ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

3. 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者等は、文部科学省及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、町に連絡する。

第2 応急対策活動

町及び県は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係省庁と十分に連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、必要に応じて、次の応急対策活動を実施する。

1. 町の措置

本部長は、災害応急対策上必要と認めるときは、県とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施する。

なお、本部事務局は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

- (1) 救出・救助、救急活動
- (2) 消火活動
- (3) 医療救護活動
- (4) 周辺住民等に対する災害広報
- (5) 警戒区域の設定
- (6) 周辺住民等に対する屋内待避又は避難の指示、避難誘導
- (7) 避難所の開設、運営
- (8) 関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- (9) 飲料水、飲食物の摂取制限等の実施
- (10) その他必要な措置

2. 県の措置

県は、災害応急対策上必要と認めるときは、事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を講じる。

なお、県は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

- (1) 広域的な応援要請
- (2) 医療救護活動の実施
- (3) 県指定緊急被ばく医療施設への搬送調整
- (4) その他必要な措置

3. 警察の措置

警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

- (1) 周辺住民等の屋内待避、避難誘導その他の防護活動
- (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 周辺住民等への情報伝達
- (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- (6) その他必要な措置

4. 県外からの避難の受入れ体制

福井県の高浜発電所において事故が発生し、同発電所のU P Z圏域に位置する京都府福知山市において住民避難の必要が生じた場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、京都府福知山市からの避難者を受け入れることとする。

(1) 京都府・福知山市との情報の交換

県及び町は、県外からの避難者の受け入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元である京都府及び福知山市と連絡先を交換する。

(2) 避難者情報の共有

町は、随時、福知山市から基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。

情報の例：幼稚園・保育所の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

5. 広域避難の受入れ体制の整備

(1) 組織体制の整備

県及び町は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。

(2) 避難所の指定

町は、広域避難の受け入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。

(3) 車両一時保管場所の選定

県及び町は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めることとする。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

町は、福知山市からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水および生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくこととする。

また、町は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておくものとする。

(5) 町は、災害等やむを得ない理由で広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第4部

大規模事故等応急対応計画

第3 広報活動

1. 町の措置

総務部（情報・広報班）は、緊急時に放送機関、広報車等あらゆる広報手段を用い、周辺住民や避難者に対して広報活動を行う。

- (1) 事故等の状況及び今後の予測
- (2) 被害状況と応急対策の実施状況
- (3) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (4) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- (5) その他必要な措置

2. 県の措置

県は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)は、町が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。

(1) 町への情報提供

県は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)は、町が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。

(2) 報道機関への放送要請

ア 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会、放送機関に対し、次の広報を要請する。

- ① 事故等の状況及び今後の予測
- ② 被害状況と応急対策の実施状況
- ③ 県民のとるべき措置及び注意事項
- ④ 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- ⑤ その他必要な事項

イ 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。

3. 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを把握し、それぞれが定めた広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通・ライフライン等に関する広報を行うとともに、必要があるときは、町及び報道機関に広報を要請する。

4. 住民からの問い合わせに対する対応（各種相談の実施）

住民からの相談、要望、苦情への相談活動については、被ばく・汚染に関する住民の不安等に応えるため、県、関係機関等との連携のもと適切に行う。また、収集した情報や相談内容を記録、整理分類の上、必要に応じて関係機関に報告、協議し、混乱が生じないよう努める。

第4 災害復旧

1. 汚染物の除去

災害発生に係る放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去する。

2. 各種制限措置の解除

町、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

3. 安全の確認

町及び県は、各種制限措置の解除を待って、放射性物質災害対策を終息する。

4. 社会秩序の維持対策を実施する

町は、流言飛語の防止等について、県の措置に準じて適切に行う。また、対象原子力災害等の事後に実施する環境放射線モニタリングについて、町は必要に応じて県と協議を行い、住民等が理解しやすい結果内容の広報に配慮する。なお、町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、放射線警戒区域、消防警戒区域、放射線危険区域、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行い、町内における安全が回復した旨を発表する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第7節 林野火災対策

林野火災により広範囲に渡る林野の焼失等が発生した場合は、町、消防、警察等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。

対策の体系

第1 災害情報の収集・連絡

第2 町の対策活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 災害情報の収集・連絡
	本部事務局・関係各部	(2) 町の対策活動
関係機関	消 防 署	消防機関の対策活動
	兵 庫 県	県の対策活動
		広域応援体制の確保、空中消火等
	兵 庫 県 警	警察の対策活動
	警 察	交通規制等
	はりま西森林組合	林野火災対策への協力

取組内容

第1 災害情報の収集・連絡

1. 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防署は、火災や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内、以後判明したものの中から逐次報告する）。

- (1) 直接即報基準に該当する災害（林野火災）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況を報告

[資料1-6-1 「火災・災害等即報要領」]

第4部

大規模事故等応急対応計画

◆直接即報基準（林野火災）

- ① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの
- ② 焼損面積10ha以上と推定されるもの
- ③ 空中消火を要請したもの
- ④ 住宅等へ延焼するおそれがある社会的に影響度が高いもの
- ⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

2. 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、町に連絡する。

第2 町の対策活動

1. 活動体制

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、副町長は、連絡員体制、災害警戒本部体制、町長は災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

2. 応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 負傷者の救出・救助
- (2) 医師会等との連携による医療救護
- (3) 林業関係者等との連携による消火活動
- (4) 消防相互応援協定に基づく応援要請、緊急消防援助隊の出動要請
- (5) 県へのヘリコプターの出動要請（偵察及び空中消火等）、自衛隊の派遣要請要求
- (6) 避難指示等の発令、避難誘導
- (7) 緊急輸送
- (8) 火災による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置の協力
- (9) その他必要な措置

